

令和3年 第2回農業委員会総会議事録

令和3年2月10日(水)

16時00分から17時30分まで

2階 第2会議室

出席農業委員	11名	欠席	なし	農地利用最適化推進委員	2名
委員出席者	会長	1番	篠崎 隆	職務代理者	2番 阿部 三千里
	委員	3番	堀田 友紀恵	4番	安武 一明
		5番	松井 和行	6番	吉田 敬二
		7番	石川 賢一	8番	福田 誠
		9番	落石 好紀	10番	笠井 初男
		11番	堺 千賀子		
農地利用最適化推進委員		岩隈 和重(立花)		落石 廣孝(新宮)	
欠席者		なし			
事務局出席者		高木課長、亀井主幹、高野主査			
動議及び提出者氏名		なし			
議 題					
事務局	<p>全員起立、礼、ご着席ください。</p> <p>総会出席者数13名、農業委員出席者11名、欠席者ありません。定数に達しておりますので只今から2月の農業委員会総会を開会いたします。</p>				
会長	<p>会長あいさつ</p> <p>3番堀田委員、4番安武委員議事録押印者任命。</p> <p>それでは議事に入らせていただきます。事務局説明願います。</p>				
事務局	<p>第1号議案農用地利用集積計画申出書について説明します。1頁をご覧ください。土地の所在、〇〇、地目台帳田、現況畑、面積422㎡。利用権を設定する者、〇〇。利用権の設定を受ける者、〇〇。利用権の種類、賃借権。存続期間、令和3年3月1日から令和8年2月28日、5年間。借賃、〇〇、作付け内容は野菜です。以下1筆については記載のとおりとなります。2筆合計800㎡についてです。2頁になります。申請地は、〇〇にある農地です。3頁に現況のわかる航空写真を、4頁に参考字図集合図を添付しております。字図と現況が相違しています。申請人に確認したところ、約40年前に所有者同士で交換し、現在の形に整地されているとのことでした。しかしながら登記がされておらず、現況と字図が相違しています。境界協議等の実</p>				

	<p>績がないため、過去の航空写真や字図で確認し、現地調査をしたところ、昭和56年頃には現在の形となっており、境界となりうる構造物の石垣などが確認できたことから、当事者間で協議されているものと判断し、申請を受けています。なお、里道については、畑と畑の間に通路となっている部分があり、付替えられていると判断しています。今回、〇〇さんが作付けされている農地の半分を、〇〇が借地し営農するという案件であり、問題ないと判断しています。以上で説明を終わります。</p>
会 長	何か意見はありませんか。何かあればお願いします。
〇番委員	里道の付替え申請はされているのか
事務局	付替えの実績は確認できませんでした。境界協議もされていませんでしたが、現地の状況から農地に里道のような箇所があった為、字図とは相違していますが、付替えられたものと判断しました。
推進委員	里道の面積が異なるのでは。等積交換か。現況はまっすぐだが、字図ではななめに曲がって入っており、面積が異なり付け替えとは言えない。
〇番委員	里道が付替えられたか不明である。里道は占用申請すれば利用できる。境界協議など、きちんと指導をすべきでは。
事務局	現地を確認し、構造物など境界もあった為、現況で推定判断していますが、整理するのであれば、都市整備課との協議も必要になります。
推進委員	土地に関することなのできちんとしておくほうが良い。現況の通路は私道でしかない。里道があることをはっきりさせるべき。
〇番員	里道か水路かの確認はしているか
事務局	里道も水路も、字図上では無地番になります。都市整備課に里道と水路を示す図面があり、申請地の無地番部は里道と確認しています。
推進委員	境界確認はどこがするのか。隣地所有者は納得しているか。字図と違う現境界を町が認めることにならないか
事務局	今回この申請があつて初めて境界問題がわかっています。境界協議については、必要に応じて申請者が都市整備課と行います。農業委員会の管轄ではありませんが、問題を残したままにはできません。現況については、当時協議した可能性も否定できず、40年以上現況のまま利用してきたという実績も考慮した上で問題解決を図る必要があると思います。
推進委員	登記されていないのであれば確認のしようがない。里道があるのは事実。

	境界協議なり、占用申請するなり整理すべき。
○番委員	農業委員会としても曖昧なまは良くない。境界協議できないか
事務局	整理させていただきますが、里道については少なくとも整理する必要がある為、占用申請の手続きを指導することでいかがでしょうか？境界協議や払い下げについては登記の問題も含め、手続きの負担も大きく現実的ではありません。
推進委員	登記はどうなるのか。登記しなければ、公的な記録にならない。
事務局	問題となっている町の里道については、占用申請の指導により、問題解決したいと思います。登記については、個人の手続きになりますので、農業委員会からのお願いとなりますが、申請者にとっても将来的に問題を残すこととなりますので、正しい手続きをするようお話しします。 申請については、里道の整理ができていないということで、保留ということで宜しいですか。
会 長	他に意見がなければ、1号議案は保留とし、次回、里道問題の整理がいつからの審議とします。 それでは、第2号議案について、事務局説明願います。
事務局	第2号議案農地法第3条の規定による許可申請について説明します。5頁をご覧ください。土地の所在、〇〇、地目台帳畑、現況畑、面積33㎡。譲渡申請人、〇〇。耕作者、所有者に同じ。譲受申請人、〇〇。契約の内容、売買。用途都市計画、調整区域、農振計画、農用外。1筆合計33㎡についてです。申請地は、〇〇にある農地です。7頁に現況のわかる航空写真を、8頁に参考字図集合図を添付しております。譲受人の〇〇さんは農業をされており、同じ地区での農業者から農業者への売買で問題ありません。以上で説明を終わります。
会 長	何か意見はありませんか。
○番委員	申請地が売買されると、奥の農地の出入に問題が生じる。袋地の土地であるが問題ないか。隣地の立ち合いなどはされているか。
事務局	袋地の土地については、所有者が出入口の確保をする必要がある為、隣地承諾は求めています。買主の〇〇さんにはお願いはできるかもしれません。
○番委員	通行権の問題であり、農業委員会の指導範囲ではない。
推進委員	農地の調整については農業員委員と農区長が確認し申請を受けている。○番委員の言われたとおり、隣地承諾がなくても許可審査に影響はない。

<p>会 長</p>	<p>他に意見はありませんか？意見がなければ、農地法3条の規定による許可申請について決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ということで第2号議案は可決されました。引き続き第3号議案について事務局説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>第3号議案と第4号議案は関連がありますので、一括で説明します。</p> <p>第3号議案農地法第3条の規定による許可申請について説明します。9頁をご覧ください。土地の所在、〇〇、地目台帳田、現況田、面積4,502㎡。譲渡申請人、〇〇。譲受申請人、〇〇。契約の内容、贈与。用途都市計画、調整区域、農振計画、農用地。他3筆については記載のとおりです。4筆合計14,748㎡になります。引き続き10頁をご覧ください。第4号議案になります。土地の所在、〇〇、地目台帳畑、現況畑、面積2,675㎡。譲渡申請人、〇〇。譲受申請人、〇〇。契約の内容、贈与。用途都市計画、調整区域、農振計画、農用地。他1筆については記載のとおりです。2筆合計2,781㎡についてです。11頁になります。申請地は、〇〇にある農地です。3号議案と4号議案の申請地について図のとおりです。12、13頁に現況のわかる航空写真を、14頁、15頁に参考字図集合図を添付しております。申請者の〇〇さんは、家族で農業をされています。町内に居住し、一緒に営農している〇〇、〇〇へ贈与される為問題ありません。以上で説明を終わります。</p>
<p>会 長</p>	<p>何か意見はありませんか。地元委員から意見があればお願いします。</p>
<p>〇番委員</p>	<p>家族経営されており、特に問題ありません。</p>
<p>会 長</p>	<p>他に意見はありませんか？</p>
<p>推進委員</p>	<p>確認になるが、町内在住なら問題ないか。男女とも後継ぎなら良いか。</p>
<p>事務局</p>	<p>男女関係なく世帯員の範囲は町内としています。町外は認めていません。</p>
<p>〇番委員</p>	<p>あきらかな〇〇を目的とした贈与の場合や農業ができない場合はどうなるか。町内でも従事要件について一定の基準が必要では。形式的な審査だけでは農業委員会の権威に関わる。</p>
<p>事務局</p>	<p>贈与の目的については問えませんので要件がそろっていれば受付は行います。農業の実態については、農業をしてもらうことを約束し、各委員で審査をお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>意見がなければ、農地法3条の規定による許可申請について決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。</p>

	<p>(全員挙手) 3号議案、4号議案可決 全員賛成ということで可決されました。引き続き第5号議案について、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第5号議案農地法第3条の規定による許可申請について説明します。16頁をご覧ください。土地の所在、〇〇、地目台帳畑、現況畑、面積174㎡。譲渡申請人、〇〇。耕作者、〇〇。譲受申請人、〇〇。契約の内容、贈与。用途都市計画、市街化区域、農振計画、なし。他1筆については記載のとおりです。2筆合計204㎡についてです。17頁になります。申請地は、〇〇にある農地です。18頁に現況のわかる航空写真を、19頁に参考字図集合図を添付しております。譲受人の〇〇さんは農業をされており、親子間での贈与のため問題ありません。以上で説明を終わります。</p>
会 長	<p>何か意見はありませんか。地元委員として、地元では問題ありません。意見があればお願いします。(意見なし) 意見がなければ、農地法3条の規定による許可申請について決をとります。第5号議案、賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ということで第5号議案は可決されました。引き続き報告案件、非農地証明について事務局説明願います。</p>
事務局	<p>それでは報告案件、非農地証明について説明します。20頁になります。土地の所在、〇〇、地目台帳田、現況宅地、面積152㎡。所有者〇〇。証明願出人、所有者に同じ。証明の根拠となる事由、平成8年以前から駐車場として利用されている土地で20年以上宅地課税されている為。用途都市計画、市街化区域、第1種低層住居専用地域。農振計画、なし。1筆合計152㎡についてです。21頁をご覧ください。申請地は、〇〇にある土地です。22頁に現況のわかる航空写真を、23頁に参考字図集合図を添付しております。申請地については、駐車場として利用されていましたが、地目の変更がされず、登記地目が農地のままとされており、今回地目変更登記をする為の申請となります。以上で説明を終わります。</p>
会 長	<p>何か質問はありませんか。ないようであれば、その他について、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>その他について説明します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員改正に伴う農業委員の募集について 現農業委員の任期、7月31日まで 次期農業委員募集について説明。 女性委員など、地域から適者があれば推薦など協力を依頼。

会 長	<ul style="list-style-type: none">・農業共済について 農済から役員推薦依頼あり。農業委員会から役員の推薦。 理事、評価委員の推薦。任期3年 事務局から推薦→全員賛成。 農業委員会から農済へ推薦書を提出します。 <p>他に何か意見は。ないようであれば次回の日程調整を行います。 次回農業委員会は、令和3年3月12日（金）16時00分から開催します。 これもちまして2月の農業委員会総会を閉会します。</p>
事務局	<p>全員起立、礼、お疲れ様でした。</p>